

諮問日：平成28年5月11日（平成28年度（最情）諮問第4号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（最情）答申第40号）

件名：司法大観（裁判所の部）の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「法曹会発行の「司法大観（裁判所の部）」（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、是正すべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年4月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 苦情申出人は、一般財団法人法曹会（以下「法曹会」という。）に対し、依頼状を送付して司法大観の販売を依頼したところ、法曹会は、苦情申出人に対し、司法大観は部外非売品であるから一般の人には販売できないと回答した。そのため、本件開示申出文書は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されたものであるとはいえない。

仮に司法大観が頒布を目的として相当部数作成された資料である場合、国立国会図書館法25条に基づき国立国会図書館に納入されているはずである。しかし、国立国会図書館蔵書検索システムで検索する限り、平成元年以降、司法大観は国立国会図書館に納入されていない。

よって、本件開示申出文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(以下「法」という。) 2条2項ただし書1号に該当しない。

また、情報公開・個人情報保護審査会の平成28年度(行情)答申第59号では、結論として、司法大観(裁判所の部)は行政文書に該当すると判断され、法務大臣は、平成28年8月2日付けの決定により、そのことを認めるに至った。

- 2 仮に本件開示申出文書が司法行政文書であるとしても、最高裁判所の取扱いを前提とした場合、裁判官の出身地等は抹消されると思われる。そのため、その写しの交付等に要する費用が、本件開示申出文書の販売価格よりも安価であるとしても、黒塗り部分を含んだ文書しか開示されないことからすれば、法曹会による本件開示申出文書の販売による利益を損なうとはいえない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

##### 1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした原判断は、相当である。

##### 2 理由

- (1) 本件開示申出文書は、法曹会によって作成及び出版された書籍であり、最高裁判所は購入によりこれを取得したものである。

最高裁判所において、本件開示申出文書は、最高裁判所に挨拶等のために来訪する予定の者及び各種協議会等の出席者の円滑な案内等のために、経歴や顔写真を事前に確認する等の目的で使用している。

- (2) 一般に、市販されている書籍は入手及び利用が容易であり、開示請求制度の対象とする必要性は乏しく、このような文書を開示請求制度の対象とした場合には図書館代替りの利用等、制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから、行政文書から除外されている。このような趣旨は、裁判所が保有する司法行政文書

にも同様に当てはまるものである。

本件開示申出文書は、その奥付部分に部外非売品の表示がされていることから、法曹会にその販売対象を確認したところ、販売対象は明確に定められておらず、裁判所、法務省、検察庁、法務局等の機関及びこれらの所属職員のほか、公証人、法曹会特別会員、司法記者クラブ、日本調停協会連合会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本公証人連合会を販売対象としているが、これらのもの以外から購入希望があった場合には、その都度販売の可否を検討しており、これまでもこれらのもの以外に販売したことがあるとのことであった。

このように、本件開示申出文書は、一般の者であっても場合によっては購入することが可能であることに照らすと、これを開示申出制度の対象とする必要性は乏しく、仮に開示申出制度の対象とした場合には、一般に入手可能なものを購入することなく実質的に入手できることになり、まさに図書館代替りの利用を認めることになるおそれがある。

よって、本件開示申出文書は、法2条2項ただし書1号の「書籍」に相当し、開示手続の対象となる司法行政文書に当たらないと判断したものである。

(3) なお、法2条2項ただし書1号は、開示請求制度から除外される行政文書として「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と規定しているが、この規定ぶりからすれば、「書籍」は「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」の例示として掲げられているのではなく、両者は並列の関係にあると解される。よって、「書籍」に該当するか否かを判断するにあたっては、当該文書が不特定多数の者に販売することを目的として発行されていることが必須の要件となっているわけではない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月1日 審議
- ④ 同年7月28日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年8月5日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑥ 同月8日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑦ 同月29日 審議
- ⑧ 同年10月17日 審議
- ⑨ 同年11月18日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑩ 同月28日 審議
- ⑪ 同年12月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は司法行政文書に該当すると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書が司法行政文書開示手続の対象となるか否かについて検討する。

### 2 本件開示申出文書が司法行政文書開示手続の対象となるか否かについて

(1) 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は、法2条2項ただし書1号の「書籍」に当たり、司法行政文書開示手続においてもその対象とならないと説明する。

(2) そこで、本件開示申出文書の販売状況等についてみると、最高裁判所事務

総長の説明によれば、本件開示申出文書は、法曹会において、裁判所、法務省、検察庁、法務局等の機関及びこれらの所属職員のほか、公証人、法曹会特別会員、司法記者クラブ、日本調停協会連合会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本公証人連合会を販売対象としているが、これらのもの以外から購入希望があった場合には、その都度販売の可否を検討しており、これまでもこれらのもの以外に販売したことがあるとのことである。

また、委員会庶務に確認させたところ、法曹会においては、上記販売対象以外に販売するか否かについては、最終的には代表理事の判断であるが、行政官庁であっても、本省以外の地方支分部局等からの購入申込みは断っているし、弁護士個人からの購入申込みに対しても、販売はしていないとのことであった。

そうすると、本件開示申出文書は、不特定多数の者に販売することを目的としているものとはいえない。

(3) もっとも、本件開示申出文書は、法曹会が有料で販売している著作物であるから、一般にいう書籍に当たるということもできる。そして、法2条2項ただし書1号が、開示請求制度から除外される行政文書として規定しているのは、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であるから、法令の用例に従えば、最高裁判所事務総長の説明のとおり、「書籍」と「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは並列の関係にあって、書籍であれば、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものでなくても行政文書から除外されると考えるのが自然であるともいえる。

しかしながら、法2条2項ただし書1号が、開示請求制度から除外される文書を典型的に規定しているのは、ここに規定されている文書は、開示請求制度によらなくても入手可能であるから、これらを開示請求制度の対象とする必要はなく、他方で、これらを対象とすると、図書館代わりの利用等制度

の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題が生じるおそれがあることから、対象から除外する趣旨であると考えられる。また、法の立法経緯についてみると、法制定前に設置された行政改革委員会の答申に係る「情報公開法要綱案」においては、法2条2項ただし書1号に相当するものとして、「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」とされていたが、その後、法において、「書籍」等の具体的な定めがされたという事実が認められる。

このような同号が定められた趣旨や同号の定めが現行法の文言となった経緯に照らすと、同号にいう「書籍」とは、不特定多数の者に販売することを目的として発行される書籍をいうと解するのが相当である。

(4) そして、最高裁判所事務総長の説明によれば、本件開示申出文書は、最高裁判所において法曹会から購入し、司法行政事務のために使用しているとのことである。

(5) 以上によれば、本件開示申出文書は、法2条2項ただし書1号にいう「書籍」には該当しないというべきである。したがって、司法行政文書の開示手続においても、法2条2項ただし書1号に規定する文書は開示手続の対象となる司法行政文書に当たらないとしても、本件開示申出文書は、司法行政文書として開示手続の対象とすべきである。

### 3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とならないとして不開示とした原判断については、本件開示申出文書は司法行政文書に該当すると認められるので、これにつき改めて開示等の判断をすべきであることから、是正すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人